

財 関 第 369 号
平成 27 年 4 月 7 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 宮内 豊

「食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について」の一部改正について

標記のことについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から通知があったことから、平成 27 年 4 月 7 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等についての一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。